

# 製品安全データシート

改訂年月日 2011 年 4 月 7 日

## 1. 製品名及び会社情報

製品名 **キズけしシール(ダークブラウン)**  
 会社名 株式会社リンレイ  
 住所 〒104-0061 東京都中央区銀座 4 丁目 10 番 13 号  
 担当部門 秦野工場 生産技術課  
 電話番号 0463-81-5455  
 FAX 番号 0463-82-4700  
 推奨用途 フローリング床(樹脂塗装された木製の床)のかすれキズ・色あせ・色落ちの補修

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類  
 物理化学的危険性 該当しない  
 ※記載の無いものは分類対象外又は分類できない

GHS のラベル要素

シンボル なし  
 注意喚起語 なし  
 危険有害性情報 なし

## 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	CAS.No.	化審法 No.	安全衛生法 No. 通知対象物	PRTR 法 No. 第 1 種、第 2 種
PP フィルム	-	-	非該当	非該当
不飽和ポリエステル樹脂	-	-	非該当	非該当
ポリエーテル系粘着剤	-	-	非該当	非該当
シリコーン含浸紙	-	-	非該当	非該当

## 4. 応急措置

目に入った場合

- ・直ちに清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・大量の水及び石けん又は皮膚用洗剤を用いて十分に洗い落とす。
- ・溶剤、シンナーは使用しないこと
- ・外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

吸入した場合

蒸気を大量に吸い込んだ場合

- ・直ちに医師の診断を受ける。
- ・空気の清浄な場所に移し、安静にする。
- ・呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

蒸気を吸い込んで気分が悪くなった場合

- ・空気の清浄な場所で安静にする。
- ・必要であれば医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

- ・被災者に意識がある場合、水をコップ1～2杯飲ませ、吐かせない。口の中を水でよく洗う。

- ・被災者に意識がない場合、口から何も与えてはならない。また、吐かせてもならない。
- ・安静にして、直ちに医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

### 消火方法

- ・水または消火剤で消火する。

### 消火剤

- ・噴霧水、粉末消火器、二酸化炭素ガス、泡消火器。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項

- ・特になし。

### 環境に対する注意事項

- ・河川などへ排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
- ・地域の規則に従う。

### 除去方法

- ・掃き集め、密閉できる空容器に回収する。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### 取り扱い

#### <技術的対策ならびに注意事項>

- ・特になし。

#### <安全取り扱い注意事項>

- ・シリコーン含浸紙はすべりやすいので、転倒や落下に注意する。

### 保管

#### <保管条件>

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・凍結に注意する。
- ・水禁忌物質との同一場所保管を避ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 設備対策

通常使用では特に必要なし。

### 保護具

通常使用では特に必要なし。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	平板
臭気	ほとんど無臭
水への溶解性	溶解しない
蒸気圧	データなし
沸点	データなし
融点	データなし
pH	データなし
粘度	データなし
不揮発分	データなし
比重	1.0 未満
引火点	データなし
発火点	データなし

## 10. 安定性及び反応性

### 安定性

一般環境下で安定

危険な反応	情報なし
避けるべき条件	40℃を超える環境
避けるべき材料	水禁忌物質との混合禁止
危険有害な分解生成物	情報なし

## 11. 有害性情報

厚生労働省が室内濃度指針値を定めた下記の化学物質(14 物質)を有意な量含まない。

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラデカン、クロルピリホス、フェノブカルブ、ダイアジノン、フタル酸-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ノナナール。

その他

一般的に吸引・接触して有害とされる物質を有意な量含まない。

## 12. 環境影響情報

移動性	あり
残留性/分解性	データなし
BOD	データなし
COD	データなし
生体蓄積性	データなし
魚毒性	データなし
その他	一般環境内には廃棄しない。

排水基準を定める総理府令別表第 1 に掲げる有害物質を含まない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・廃液等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水などは、地面や排水溝へそのまま流さない事。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託する事。
- ・地域の規則に従う。

汚染容器・包装

- ・容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・地域の規則に従う。

## 14. 輸送上の注意

陸上輸送	: 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法等に該当する場合、法令に従って輸送する事。
内陸水路輸送	: 船舶安全法の定めに従う。
海上輸送	: 船舶安全法の定めに従う。
航空輸送	: 航空法の定めに従う。
国際規制	国連分類: 該当しない 国連番号: 該当しない

## 15. 適用法令

消防法	該当しない
PRTR 法	該当しない
労働安全衛生法	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない
船舶安全法	該当しない
航空法	該当しない

## 16. その他の情報 (引用文献等)

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) 改訂 3 版(国連出版物)

**(注意) このデータシートは製品に関する情報提供を目的としたものであり、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。**